

JBIC 及び NEXI の原子力関連プロジェクトにかかる
情報公開指針（仮称）作成に関するコンサルテーション会合
（第 5 回会合）

2017 年 4 月 25 日（火）

（13:00～14:30）

国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】 皆さま、こんにちは。お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。

ただいまより、国際協力銀行および日本貿易保険の「原子力関連プロジェクトにかかる情報公開指針」作成に関する第 5 回コンサルテーション会合を開催させていただきます。

従前同様でございますけれども、私、JBIC 経営企画部の山田でございます。本日、司会を務めさせていただきます。

今回は、個別論点に関する議論ということでございまして、お手元に配布してございます論点整理の表に沿って論点を議論していくことにさせていただきます。毎度のことでございますけれども、この会合の議事録につきましては、透明性確保の観点から後日、公開させていただきます。また、一方、出席いただいている皆さまのプライバシーを確保する観点から映像や写真の撮影は控えていただきたいと存じます。録音は結構でございますけれども、音声自体の公開は控えていただきたいと存じます。また、ご発言の際は挙手いただきまして、先にお名前、所属をおっしゃっていただいてからご発言を頂戴したいと思います。ただし、匿名を希望される場合は匿名でご発言いただいても構いません。議事録だけの匿名を希望される場合は、その旨おっしゃっていただければ対応いたします。

自由闊達な議論を確保する観点から、今回も皆さまにおかれましても、この匿名希望の場合の取り扱い等をよろしくお願ひしたいと存じます。

進め方につきまして補足があれば、お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 ありがとうございます。国際協力銀行の大矢でございます。本日はお忙しい中ありがとうございます。

若干、補足なんですけれども、お手元に配布させていただきました論点整理の表がございます、マトリックス。これに沿って議論を行っていきたいというふうに思っております。これは、NGO の方々から以前に提言書というのをいただいております、基本的にはそれに沿いながら、ただ、似たような項目もありましたので、それはまとめるなど、そういう加工はしておりますけれども、作成しております。順番を前後させている部分もありますけれども、それで左側を作った上で、産業界の方々からもご意見をいただきましたので、それを真ん中のところにはめ込んでおります。

さらには、JBIC/NEXI われわれの現時点での考え方というのも一番右側になりますけれども書かせていただいております。

JBIC/NEXI の考え方については、項番6以降はまだ準備ができておらないものですから、項番5までを記載させていただいております。もし可能であれば、本日は、項番5まで進めればというふうに考えています。

NGO の方々のご提言については、第2回のコンサルテーション会合でご説明いただいておりますけれども、産業界の方のご意見、これはホームページにもアップをさせていただいておりますけれども、全体を事前にご説明いただく必要というのはありますか。特によろしければ、アップもさせていただいておりますので、論点整理表に従いながら、項番ごとに NGO の方、産業界、JBIC/NEXI という順番で、簡単にお考えというのをご説明いただいて、その上で議論と、そういう形で進めさせていただければと思っております。補足は以上です。

【司会】 ありがとうございます。それでは、ただいま紹介ありました補足に沿ってご議論を進めさせていただければと思います。事前に資料はアップさせていただいておりますので、ご説明は簡潔にお願いしたいと存じます。

先ほど、大矢からのご説明にもありましたとおり、本日は可能であれば項番5まで。全体として2時半まで1時間半を頂戴しておりますけれども、必要に応じて、状況を見まして2時間ルールの範囲内で運営させていただければと存じます。

それでは、早速項番1につきまして、まずはNGOの皆さまよりご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 福島老朽原発を考える会の阪上と言います。

提言の最初に書いてあるのは、原則として原発事故は二度と引き起こさないことをJBIC/NEXI としても、そのための最大限の努力を行うことを明記すべきだということで、その点については産業界の方の、ここに記された資料にも、あるいはJBIC/NEXI の考え方にも記載はされているというふうに思います。

ただ、問題は一つは原発の原子力の安全を確保するというのと、ビジネスとしてのリスクを極力低減するということが、相反する場合にどちらを優先するんだという問題が問われているんだと思います。特に、この間の例えば、東芝の案件をもっても国際的に原子力ビジネスのリスクが非常に、ビジネスとしてのリスクが増大をしているという状況があって、その背景に、福島原発事故により安全装置をたくさんしなきゃいけないとか、そういう規制上の強化というのが背景にあるというのが指摘されています。

そういった中で、さらに原発輸出事業を続けていくと、成立させていこうという中で、この安全上の対策を低減させてでも、そのビジネス上のリスクを低減させるという、そういった傾向が生まれてこないかどうかというのが非常に懸念されるところです。

そういう意味では、単に一般的に福島原発事故のことを起こさないというだけではなく、ビジネス上のリスクに優先してでも、その原発の安全上のリスクの低減を図るといって、そちらのほうを優先するんだというのをしっかりと打ち出してほしいというのが一つです。

それから、もう一つは、これは多分、個別事案の6番目ですから次回以降、具体的には問題にはなると思うんですけども、それを実際の、日本側の審査の過程でこういった形で担保するのか、その点では内閣府による安全確認が行われるということなんですけども、少なくとも、多分、日本で原発事故後に作った安全基準に照らして、どうなのかといったものを、専門的な知見を持った、例えば、内閣府ではなくて原子力規制委員会、規制庁なりといった、非常に専門的な知識を持った人たちに、その目で最低限確認をしてもらって、内容的な面で確認をってもらう作業というのが少なくとも必要ではないか。以前は、この作業を原子力安全・保安院のほうでやられたということですので、その意味では非常に今回の内容というのが後退しているようにも見えますので、その辺の対応をぜひお願いしたいというのが趣旨です。

【司会】 ありがとうございます。それでは、同じく項番1に関しまして産業界の皆さまからご説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

【日本電機工業会 宗】 日本電機工業会の宗と申します。ちょっと初めに、提出させていただいた産業界の意見のご紹介といえますか、経緯をお話させていただきたいと思うんですけども、私ども、日本電機工業会は家電メーカーですとか重電メーカーを会員といたしまして、電機産業の維持発展を目的に活動しております。その中に原子力国際化対応特別委員会というのがございまして、そちらのほうでメーカーの意見としてまとめまして、今回 NGO さんのほうからご提出いただいております提言に沿って、論点として整理して審議を進められるということでもございましたので、産業界としての意見をまとめさせていただきます。

項番1につきましては、前書き・基本方針というところで、私ども産業界、原子力部門といたしましても、原子力の利用においては安全性が最優先されとの認識もとて輸出案件にも取り組んでいく所存です、ということで記載をさせていただいております。

先ほど、ご意見がございました原子力安全とビジネスリスクと相反するところを、どうとらえるのかということにつきましては、これは、委員の中で議論をしていたわけではないので、私の個人的な思いということもあるんですけども、基本的には世界でも原子力は福島事故を踏まえた安全性の向上というのには取り組まれておりまして、私どもとしても、世界標準といえますか、安全性については最優先というところでも取り組んでいくことになろうかと思っております。

ビジネスリスクのところにつきましては、国ですとか JBIC/NEXI さんの審査の中で審議されていくものというふうにご覧しております。以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。

それでは、次に JBIC/NEXI から説明をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 JBIC の大矢でございます。われわれの考え方ですけれども、原子力の利用に当たって安全が最も優先されるべきだということは、そのとおりにかなというふうに思っております。

原子力安全条約においても、第 10 条で、全ての組織が原子力の安全に、妥当に優先順位を与える方針を確立することを確保するために、締約国が適切な措置をとることがうたわれておりますし、また、国内でも、原子力規制委員会が原子力安全文化に関する宣言において、原子力の利用に当たって最も優先されるべきは安全であるというふうに、うたっていると認識をしております。

今回の、コンサルテーション会合自身は、情報公開指針の策定に関するものであり、安全そのものというのは国の安全配慮等確認の手続きで確保されるものではありませんけれども、われわれとしても、原子力をやるに当たっては安全、これは最も優先だというふうに認識をしておりますので、指針策定に当たっては、その中にその趣旨を盛り込むということは検討していきたいというふうに考えています。

【司会】 ありがとうございます。

それでは、まず項番 1 番に関しまして、皆さま方からのご意見を頂戴できればと思います。ご意見ある方は挙手をお願いしたいと存じます。どうぞ。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 質問でもよろしいですか。

【司会】 結構です。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 福島老朽原発を考える会の阪上といいます。

二つありまして、一つは、ちょっとこの話の前段の話になるかもしれないんですけども、先ほど言った東芝の案件というのは非常に私たちとしても衝撃で、なかなか原子力のビジネスそのものというのが非常にリスクの高いものになってるなということをあらためて認識したんですけども、その際に、今後例えば、民間の投資家が融資をするようなことをためらうような機会がある場合に、その代わりにリスクの高いものを公的機関で融資を進めるというようなことが起こり得るのか得ないのか。あるいはそういうことは、すみません、そもそも JBIC/NEXI としてはしないのか、あるいは逆に国の政策に従って、むしろそういうことを積極的にやろうということなのか、ちょっとすみません、ちょっと前段階の質問かもしれないんですけども、それが一つです。

もう一つ、安全確認の安全配慮等の確認についてというところについて。以前は、原子力安全・保安院がやられたと思うんですけども、その後、なぜ原子力規制委員会・規制庁が引き継がなかったのか。ちょっとその辺の経緯について、あらためてお話を伺いできればと思います。すみません。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 JBIC の大矢でございます。

まず、二つ目の点ですけれども、われわれはすみません、存じ上げておりません。ご質問は保安院が以前見ていたけれども、なぜ、原子力規制庁、あるいは原子力規制委員会は見ないのかということですが、われわれ存じ上げておりません。

ただ、この論点というのは、前々回になりますでしょうか、内閣府の方に来て頂き国の安全配慮等確認の制度について、割と詳細にご説明をいただいて、質疑も活発に行われたというふうに認識しております、それをあらためて本日ここで議論しても、正直申し上げて、あまり意味あるものにならないのではないかと、というふうには感じます。これ2点目ですね。

それから、一つ目に関してですけれども、最終的に、そのプロジェクトがフィージブルかどうか。これは、民間の皆さんがいろんな条件の中で、例えば、安全基準というのが事故を踏まえて高くなり、それに伴いコストが高くなる。それでビジネスとして成り立つかどうかと、これは民間の事業者さんが最終的に判断をするということだと思っております。JBIC、それから NEXI は制度金融として存在していて、原発というのもその制度の対象には入ってる。これは、国がお決めになって対象になってるということなので、われわれとしては肅々と対応していくこと、というふうに思っております。

ただ、まさに、このコンサル会合で皆さんの貴重なお時間をいただいておりますように、情報公開指針については、これはきっちり作ろうということで、透明なプロセスで、今、皆さんの貴重な時間を使ってやらせていただいているということでございます。

【司会】 どうぞ。

【FoE Japan 満田】 FoE Japan の満田と申します。

JBIC/NEXI さんにお尋ねなんですけど、この JBIC/NEXI の考え方に、指針に、記載した内容を実施することに対して最大限の努力を行うことが重要であり、と書いてあるんですけど、これ、文字通りに読むと、要は指針次第という感じに取れるんですね。可能な内容を検討する。だから、一番最後に問い掛けてもいいんですけど、ちょっと記載の内容が JBIC/NEXI が支援した案件の安全性を確保するために十分な確認を行うとか、そういった主体的な決意には読めないんですけど、そこら辺について、もうちょっとご説明いただけますでしょうか

か。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 具体的な情報公開指針がどうなるかというのは、皆さんと論点を議論した上でということで、まだ、われわれ決めてない。そういう中、指針に書いた内容というのは、当然しっかり最大限守る必要があると考えていますが、同時に、安全については優先されるべきだということは先ほど、私も言及しましたけれども、いろんなところで言われている。

その安全そのものは国自身がそれを判断するという事になっている。なってるんだけど、繰り返しですけれども、安全が大事だというのは、原子力安全条約等にうたわれているので、その精神というのをどこかに入れ込めないかなということを検討していきたいということでございます。

2 番目のポツのところは、まさに、満田さんおっしゃられたとおり、最後、全体を通してどこかのタイミングでこの議論を行いながら試案を作りますので、そのときに、またコメントいただいても結構ですけれども、われわれが考えてる、あるいは感じてることを、率直に申し上げるとそういうことでございます。

【司会】 はい、どうぞ。

【FoE Japan 満田】 質問が二つありまして、万が一 JBIC/NEXI さんが融資なり出資なり、あるいは付保なりを行った案件が事故を起こした場合、その責任は JBIC/NEXI にもあるというふうに認識されているのかということが一つです。

それから、もう一つは JBIC/NEXI さんとして、その案件に関して何らかの影響力がもし与えられるとすれば、それは、その融資とか付保を検討される過程、あるいは決定することによるしかない、モニタリングという話もありますが、一番強い影響力を与えられるのは、その段階だというふうに認識されているんですが、その段階で JBIC/NEXI として確認を行うおつもりがあるのか。

すみません、もう一つあるんですが、三つ目なんですが、これは論点の3にも通ずると思いますが、私たちとしては、NGO の提言書にも書かせていただいたとおり、国の内閣府による安全確認は、はっきり言ってザルだと思っております。その段階で、JBIC/NEXI が安全確認を行わない理由は何か。すみません、ちょっと論点3に行ったかもしれませんが、その三つです。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 ありがとうございます。ちょっと順番入れ代わりますけれども、2番目について。与信、これ、われわれであれば融資等であり NEXI さんであれば付保ということですが、その前というのが影響力があるところで、それを使いながらどういうふう
にコンプライアンスをはかるか、ということですが、情報公開指針はまだできておりませんが、それができた暁には、それというのはしっかり守りながらオペレーションというのを事業者にやっていただく必要があると思っております。なので、情報公開指針に沿っているかというのを、われわれ自身も確認をして、これはのちほどの論点ですけれども、その確認をした結果というのを意思決定に反映することを検討していきたいというふうに思っております。

それから、3番目が内閣府の作り上げた安全配慮等確認というのが、十分か不十分か。これは以前も、私自身そうお答えさせていただいておりますけれども、それは、国が定められた要綱、手続きですので、それが十分か不十分というのは、われわれが判断を差し挟むような話ではないというふうには思っております。

もっとも、非常に強いご要請が NGO の皆様からありましたので、われわれのほうから内閣府にお願いをして前々回のような場をコンサル会合で設けさせていただいたというのは、ご案内のとおりでございます。

一つ目の、事故を起こした場合の責任が JBIC/NEXI にあるかということですが、これに関しては、事故が極力起きないようにということで、国も安全配慮等確認を行う、原子力安全条約だとか、IAEA の安全基準というの、それを目指しているものですので、事故が起きるという前提には立ちたくないわけですが、われわれとしては、何か、われわれの行為というのが、われわれの責任を招くようなことにはならないように、そこは十分配慮をしながら対応していく必要があるというふうに思っております。

満田さんの論点は非常に分かるんですけれども、全体として安全配慮のところは、これは、われわれというより国の範囲なので、若干、すれ違いのような感じになっているとすれば申し訳ないんですが、そこはそういう前提に立っているということで、ぜひご理解をいただければと思っております。

【司会】 補足があればお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 日本貿易保険の佐藤と申します。

今の JBIC の大矢さんの回答にちょっと補足をいたしますと、原子力安全条約というのがございまして、こちらの前文のほうに原子力の安全に関する責任は原子力施設について管轄権を有する国が負うこと、というふうになってございます。これが、一般的な考え方でありまして、基本的には原子力のプラントを建設すると、当該立地国の責任ということになります。ただ、一方で、当然われわれはガイドライン、あるいは情報公開指針に基づいてわれわれがやるべきことに関しては、当然ながら責任を持ってやるということござい

ます。

【司会】 では、前の方からお願いします。

【原子力資料情報室 松久保】 ありがとうございます。原子力資料情報室の松久保と申します。

先ほど満田さんが指摘されていた安全配慮確認の点なんですけれども、去年フランスでいくつかの原発で日本製の資機材に欠陥が見つかったという話で、その輸出されたのは、日本鑄鍛鋼製の原子炉圧力容器だったわけなんですけれども、これが輸出されたのが、1995年から2006年までの間に輸出されていて、その間、安全配慮等確認というのが、実施されるたびに行われていたはずなんですけれども、そういったものが抜けていたわけです。つまりは、そういう輸出されたものに関して、欠陥があるものが輸出されていたんだけど、誰も気付かなかった。今になってみて欠陥があるということが分かってしまったという状況なわけです。

なので、先ほど満田さんが指摘されていたとおり、この安全配慮等確認で結局、ザルといますか、漏れがどうしても出てしまうわけです。それに依拠してしまって、JBIC/NEXIさんが付保なり融資なりをされるというのは、その欠陥があるというのは、もう既に分かっているのに、それを融資なり付保なりをするということは、やっぱりそこには JBIC/NEXIさんのほうにもある程度、瑕疵があるというふうに、責任が生じてくるんじゃないかというふうに懸念するんですけれども、その辺りはどうお考えでしょうか。

【司会】 JBIC/NEXI、お願いします。今、ご指摘のあった事実の認識も含めてお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 フランスの事例で報道等されているというのは認識をしております。しておりますけれども、直接のフランスの事例というのは、われわれ自身が確認しているわけではないので、事実に対するコメントというのは差し控えたいと思います。一般論として、そういうのをどう考えるかということについてですが、繰り返しになりますけれども安全に関する点というのはわれわれではなく国の範疇だというふうに思っております。それをどういう体制で、何を使って確認をしていくのかというのは、国がいろんな議論をしてお決めになったということで一昨年10月6日に要綱というのが出されたということでございます。

直接、以前に内閣府の方からご説明があったので、私が屋上屋を重ねるつもりはないんですけれども、基本的にはやっぱり安全条約に基づく、安全管理における国の主権というものもありますので、当該立地国の制度というのがしっかりしている、それに基づいて、しっかりした管理がなされるということに重きを置きつつ、個別の事情というものも反映させな

から確認していく。これは、皆さんも聞かれたことだと思うんだけど、それで国が安全配慮等確認をやっていくということですので、われわれがそれに対して、それが足りない、あるいは足りてるということをいうような話ではないというふうに思っております。

【司会】 ありがとうございます。では、どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 K&C プロジェクトサポートの川井と申します。

まず、安全を優先するというのは NGO の提言、産業界の考え方から JBIC/NEXI、皆さん同じようにおっしゃってるわけですが、最も優先されるのは安全である。その言葉そのものに、特に問題というか抵抗はないんですけども、ただ、それをいかに担保するか、できるのかというところが、やっぱり、単なる基本方針の文章だけではなく具体的に、実際には第5項以降の中で、またいろんな議論はされるんでしょうけども、それをいかに担保するか。現実には、たびたび話が出ている、今の状態では安全配慮しかありません。制度として。そういうことで国に預けるのではなくて、やはり JBIC/NEXI として、このように原則に書かれるからには、それをやっぱり担保する、より具体的な方針なり案が実行できる案がなくてはならないんじゃないかと思います。

話がたびたび出ていますように、今の安全配慮確認は非常に、ある意味ザルでございますので、単なる項目のチェックシートではなく、例えば日本では新規制基準というものをつくってるわけですから、例えば、それを最低限、下回らないことであるとか、より具体的なことをこの前書き、あるいはそれ以降のところ、ぜひ入れていただきたいと思っております。

それから、先ほど満田さんのほうでも指摘ありましたように、この JBIC/NEXI の考え方の2項目、前書きに JBIC/NEXI が指針に記載した内容を実施することに対するの努力を行うと。この前書きは非常に努力の範囲を狭めてしまいますので、安全そのものへの最大限の努力、そして、それを担保する具体的な案とともに、そういうふうに明確にしていきたいというふうに思っています。

【司会】 後者のご意見について JBIC/NEXI、お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 2番目の点でございますけれども、おっしゃられたのは範囲を安全に広くして、指針に書かれている、狭い情報の範囲ではなくて広くしてということですが、安全配慮というのは、国の役割というふうには、われわれは思っております。ただ、精神として安全が大事だというのは、これは安全文化宣言にも入っております。今ご指摘があったような、2番目の点ですが、その範囲を広げながら、ただ、国がまさにやることになっている安全確認に関する役割分担を壊すことはやってはいけないことですので、そういう中で、どういう関わりができるのかということは、検討というのはし

てみたいというふうには思っております。

【日本電機工業会 浜本】 浜本と申します。日本電機工業会の原子力海外対応委員会のメンバーでございます。先ほどから、少し話が先に行ってまして、相変わらず安全配慮確認等の話に入っちゃってるんですけども、項番3にいつてからお話ししようかと思ったんですけども、国、内閣府がやるかどうか、あるいはJBICがどこまでやるんだというお話がありますが、まず一義的には、輸出しようという相手国が、これ規制機関を持ってるわけですから、その規制ないし相手国の法律に従って安全審査がされているということが第一義的なことになろうかと思えます。

もちろん、その国の規制がきちんとIAEAの基準とか世界的な条約に準拠してるかどうかということ横から見て、大丈夫だなということですけども、細かい一つ一つの安全指針の内容について、日本の基準を持っていつて相手国に押し付けるというのは、これは、原子力に限らず、どんなことにおいてもできないわけでございます。

例えば、自動車の排ガス規制一つとっても日本とアメリカと欧州と違うわけですけども、これは日本の基準をクリアしてる車だから、あなた買いなさいと言ってもそれは売れないわけですよ。欧州は欧州の基準を守らなければいけない。それは、どの産業に限らず、原子力でも同じ話なんで、まず相手国がきちんと安全の審査を、その国の法律に基づいてやってるかということを確認されるかということを確認するということが大前提ではないか、というふうに考えております。

【司会】 ありがとうございます。JBIC/NEXI コメントありますか。

【国際協力銀行 大矢】 ありがとうございます。ご指摘のとおり、ちょっと先のほうにも入っておりますけれども、安全配慮等確認は国が行いますが、その国の安全配慮等確認の枠組みも、まさに浜本さんご指摘のような相手国の体制というところをしっかりと確認をしている。一義的には相手国の規制機関が重要だというふうに、われわれも理解をしております。ありがとうございます。

【司会】 その他、この項番1についてご意見ございますでしょうか。もちろん、次に進んでも相互連関あると思いますので、もし、お差し支えなければ項番2の大項目でいいますと、目的・位置付けの項番2、環境ガイドラインにおける指針の位置付け明確化につきましては、まずはNGOの皆さまからご説明を頂戴したいと思います。

【FoE Japan 満田】 これは、この原子力に関する指針の、位置付けの話でありまして、環境社会配慮ガイドラインとも密接にリンクしていることから、環境社会配慮ガイドラインの中に指針の位置付けを明確化すべきという提言です。なお、その環境社会配慮ガイド

ラインの位置付けというのは、言わずもがなかもしれないんですが、確か、国際協力銀行の場合は、それは、JBICさんのほうから補足していただければいいと思うんですが、業務規定みたいなものの中に位置付けられているというものです。

われわれの意図としては、この指針を、この環境社会資料ガイドラインなり、JBIC/NEXIの何かなり、位置付けを明確にしてほしいという趣旨です。

【司会】 ありがとうございます。この点に関しましての産業界のご意見はないようでございますので、よろしければJBIC/NEXIから説明をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 ありがとうございます。大矢です。

情報公開指針については、環境ガイドラインを補完するような位置付けとすることを検討したいと思っております。また、そうしたことを指針の中に書き込めないか検討したいと思えます。環境社会配慮ガイドラインのほうですけれども、これは、形式的にはJBICの中のルールでございますけれども、透明なプロセスで策定をし、公表しております。これは、後の論点でありますので、今その議論するわけではないですけれども、そのネチャー・性格を説明するためにご紹介すると、意思決定にも反映され、異議申し立ての対象にもなっているということでございます。その辺にもらみながら、われわれとしてもガイドラインを補完するような位置付けというのを検討してみたいというふうに思っております。

【司会】 ありがとうございます。指針の位置付けという点に関しまして、ご意見、あるいはご質問ございましたらお願いします。よろしゅうございますか。では、次の項番で、またご意見・ご質問頂戴したいと思います。

それでは、先ほど項番3というようなお話もありましたけれども、指針の範囲につきましてNGOの皆さまからご説明を頂戴したいと思います。

【FoE Japan 満田】 FoE Japanの満田です。

この原子力指針の範囲についてでございます。情報公開のみならず安全配慮確認、意思決定への反映、モニタリング、異議申し立てを含んだ包括的なものにしていただきたいというものです。理由につきましては、先日も、ここでご説明させていただいたとおり、私たちとしては現在、内閣府に置かれている原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱が定めている内容をレビューした結果、これでは原発案件の安全は全くと言っていいほど確保されない。むしろ、3.11前の原子力安全・保安院がやっていた安全確認、これもザルでしたが、それよりもさらにザルになる。

例えば、10億円以下の案件は見ないということになっていたのが15億円に引き上げられた。この確認体制についても、内閣府の中に置かれた皆さん、関係省庁の方々が委員に

なっているわけなんです、専門性を有しているとは言えない。この確認の内容もチェックシート方式で、イエス・ノーを確認するだけであり、到底、安全の内容を見ているとは言えない。住民にとって非常に重要である、緊急時の対応計画などについても見ていない。個別案件として見ていないということです。国の体制を形式的に見るだけで、当該国が原子力安全条約に加盟しているか、IAEA のレビューサービスを受けているか、受ける意図があるか。そういうことのみ表面的に確認しているだけであって、私たちとして、これでは到底、確認ができないというふうに考えているからです。

なお、原子力安全条約にしても IAEA の IRRS というサービスについても、3.11 以前から日本は安全条約に入っていましたし、IAEA の IRRS を受けていたんですが、福島原発事故は防げなかったわけです。

原発輸出の相手先になる、いろいろな国の名前が挙げられていますが、その国が途上国であったり、あるいはまだ原子力規制に関する体制が整っていなかったり、あるいは原子力規制に関する法律とか、原子力安全条約に批准していたり体制は整っていても独立性が担保できていなかったり、到底、日本の原子力規制委員会と比しても体制が独立性がないというような国もございます。

そういうことから最低限、私は先ほど JBIC/NEXI さんが原子力の安全は最も優先されるものと言いき、産業界の皆さんも、そうおっしゃいましたが、であるのであれば、JBIC/NEXI として確認を行うべきである。なぜ国に任せるのか、国の明らかに不十分だと分かるような確認体制に任せて JBIC/NEXI としての責任が果たせるのかということをお願いしたいと思います。以上です。

【司会】 ありがとうございます。それでは、産業界の皆さんからご説明を頂戴したいと思います。どうぞ。

【日本電機工業会 宗】 日本電機工業会の宗でございます。

3 項の指針の範囲についてということで産業界としましては、本コンサルテーション会合の趣旨は、第 1 回会合冒頭で JBIC/NEXI からの趣旨説明にあったとおり、原子力情報公開指針策定に関するものと認識しています。原子力プロジェクト固有の問題に関する情報が現地住民に適切に公開されているかというようなところを確認する指針というふうに理解をしております。以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。続いて JBIC/NEXI からの説明をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 JBIC の大矢でございます。

われわれは指針に範囲に関しては、そもそも本コンサル会合は情報公開指針に関するもので安全配慮等確認については、繰り返し申し上げますとおり、国が要綱に基づいて

行うということになっております。他方、本指針は先ほど申し上げたように、環境ガイドラインを補完する位置付けとできないかということを検討したいと思っております。詳細は後ろの項番での議論になりますけれども、意思決定への反映だとか、モニタリングだとか、あるいは異議申し立ての対象とすることについては検討していきたいというふうに思っております。

【司会】 ありがとうございます。それでは、この点についてのご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。

【FoE Japan 満田】 繰り返しになってしまうかもしれませんが、私たちは、この国の安全配慮確認は本当に表面的なものであり、安全配慮確認ではないというふうに思っております。そして、JBIC/NEXI さんは火力発電とか水力発電とか、その他、もろもろのインフラやらプラントやらに対して支援を行う際は、その相手国の当該国の環境、社会に関する法律も確認しますが、さらにその上に、さらに JBIC/NEXI さんの環境社会配慮ガイドラインに基づいて当該プロジェクトの安全というものを確認していらっしゃいます。最も安全が配慮されなければならない原発案件において、それを対象外にして国の非常に表面的な原子力安全条約やら IAEA の IRRS の受け入れやら、そういったもののイエス・ノーをチェックするだけの国の確認で済ませていいのでしょうか。なんで、水力とか火力並みに確認を行わないのでしょうか。とても疑問です。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 われわれ、環境社会配慮確認ガイドラインを持っておりまして、当然、原発においても、例えば住民移転、こういう問題に関しての環境社会配慮確認というのは、これはわれわれがやる、というふうに思っております。なので、原発はリスクが高いから、われわれがやらないということではなくて、原子力の安全性、これをしっかり見ていくメカニズムとして何が適切かというときに、従来からそうであったんですけども、国のほうにそこを判断していただくと。それで要綱というのが、一昨年 10 月 6 日にできて、それに基づいて国がやっていくと。その内容が十分かどうかというのは、2 回前のコンサル会合でもご説明いただき議論をいただいたところで、私がそれについて今、説明するところでもないし、また、この場で議論するのがふさわしいとも思っていないということでございます。

【司会】 はい、どうぞ。

【FoE Japan 満田】 何度も申し訳ありません。例えば、水力発電であれば大雨が降った

ときに下流域は安全かどうか確認されます。石油プラントであれば事故時の対応が確認されます。案件に応じて JBIC/NEXI さんは環境社会配慮ガイドラインに基づいて、その案件固有のリスクについて審査されてきたはずで、原発でそれを行わないのはなぜなのでしょう。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 我々の環境社会配慮確認ガイドラインにおいても、情報公開の部分がありますけれども、それにオントップで今回、原子力に対して情報公開指針というのを作っています。原子力には特別な部分があるから、このセクター用の情報公開指針の作成を行っているというふうに私は認識をしております。原子力の安全、これは先ほど来申し上げてるように、とても大事であって、難しい問題だと思っております。それに対して特別に国による安全配慮等確認の枠組みというのができた。なので、原子力の安全性に関しては、そちらで見ていくというのが枠組みになっているということでございます。

なので、もし他の案件と全て同じということであれば、こういう情報公開指針のための議論というのも、多分、なくていいんですけれども、皆さんやっぱり原子力が普通と違う部分があるということから、ここでこういう議論をしているということだと思っております。安全に関しては、その結果として国による安全配慮等確認がなされるという役割分担になっている、ということでございます。

【司会】 ありがとうございます。どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 K&C の川井でございます。

JBIC/NEXI として技術的に評価なり審査をする、ある意味、ケイパビリティといいますか、それが無いので国の現在ある安全配慮確認に依拠せざるを得ないということで、その安全配慮確認の中身も、果たして適切かどうかを今、言及することができないというふうに残念ながら聞こえてくるんですけども、そういった状況にもかかわらず安全を最優先するという言葉と明らかに矛盾を感じるわけです。その安全配慮確認の中身に言及できないにもかかわらず、なぜ、安全が最優先というのが担保されるか、基本的なそこは問題だと思うんです。やはり、何らかの形で輸出国の責任として、やはり安全を優先するならば、それを実際化する、確実にする、担保する仕組み、あるいはいろんな形、公聴会にしる、いろんな形があると思うんですけども、専門家の意見を聞くとか、それをやはり仕組みの中にぜひ、取り入れていただきたいというふうに思います。

【司会】 ありがとうございます。その他、ご質問、ご意見ございますか。どうぞ。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 阪上といいます。

ちょっと、先ほどからお聞きすると、安全配慮確認に対する JBIC/NEXI さん側の期待と、実態がちょっと違ってると感じます。原子力については非常に特殊な分野なので、安全確認については国でお願いすると。ただ、実際に行うのは内閣府で、この原子力の安全に関わる、ある意味、専門家集団である原子力規制委員会・規制庁ではないという状況ですし、実際の中身についても基本的には、輸出相手国の国がやることであって、その審査の状況を見るだけだと、それ以上については相手国の主権の問題があるというのを産業界の方も指摘されてました。

そうすると結局、安全配慮確認はどうなるのか。それは原則のところでも議論いただいた、安全を最優先するというのをいかに担保するのか、ということに関わってくる話でして、そういう意味では、この辺の問題というのをしっかりもう一度、ちょっと考え直していただかないと、本当にこの事故を起こしてはならないという、決意なり認識というのが、本当に文字面だけになってしまう恐れがあると思います。その辺をぜひお考えいただきたいと思います。

【司会】 ありがとうございます。ご意見ということでよろしいですか。その他にご意見あるいはご質問はございますでしょうか。よろしければ、次の項番のご説明、ご意見に入っていきたいと思えます。また、戻っていただいても結構です。

項番 4、確認内容と手続きということで、情報公開と住民協議という項番につきまして、NGO の皆さまからご説明をお願いします。

【FoE Japan 満田】 こちらの提言は、当該プロジェクトに関連し、核拡散、紛争、テロ、放射能汚染事故、従業員、住民の被ばくなどのリスク、事故時の対応、重大事故時の住民の避難計画、放射性廃棄物の処分、管理など、原子力固有の問題に関する情報を盛り込んだ文書が作成されて、公開されるべきである。これらの文書は、ドラフト作成時に JBIC/NEXI 側および現地にて公開された上で、現地においてステークホルダーとの十分な協議が行われ、合意が得られるべきである。JBIC/NEXI は、支援を行う原子力関連案件について、これらに関する情報が事業実施国において情報公開や住民協議、合意の対象となっていることを確認するべきであるという提言でございます。

理由といたしましては、原子力事業に関する固有のいろいろな情報が、えてして公開されずに、住民等に伝えられずに事業が進められていくことがあること。そして、現在 JBIC/NEXI、こちら辺の後半の文書は JBIC/NEXI さんの環境社会配慮ガイドラインにおいて EIA とか、あるいは環境影響評価とか住民移転計画とか、先住民計画なども公開とか協議の文書を引っ張っているわけなんです、同じように重大な環境社会的な影響、あるいは人の命や生命財産に関わる、あるいは、より広範囲の安全に関わる情報がきちんと作成されて、公開されているべきだという趣旨でございます。以上です。

【司会】 ありがとうございます。それでは、産業界のほうからもお願いいたします。

【日本電機工業会 宗】 日本電機工業会の宗でございます。

情報公開と住民協議についてというところで、情報公開と住民協議の内容・程度・方法・様式・範囲についての確認が、本情報公開指針策定の主要部分と理解しております。情報公開の範囲については、多分、テロ対策による情報公開制限など原子力施設という固有の問題もあり、公開の範囲は当該国の裁量によるところがあると考えております。

一方で、地域住民の放射線リスク、事故時の安全確保は原子力プロジェクト固有の問題であることから、それらの情報が住民に説明される仕組みが準備されているかなど、確認されるべき項目が検討されるべきと考えております。特に、原子力新規導入国においては、情報公開は基本方針の確認、公開等から始まり具体的な項目や詳細はプロジェクトの進捗に応じて段階的に進められることから、情報公開指針においても、情報公開の進捗を段階的にフォローアップする等の運用が必要と考えられます。以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。JBIC/NEXI からお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXI の佐藤でございます。

この論点 4 に関しまして、JBIC/NEXI の考え方ということで、ご説明させていただきます。

まず、NGO の方々の考えということでご提示いただいた、原子力に関する問題に関してなんですけれども、これに関する原子力固有の問題にする情報ということについては、基本的にはホスト国の法制度に従って、プロジェクト実施主体等によって作成だとか、公開だとか、協議が行われるというふうに認識はしております。まさに、この論点が質問主意書の内容でございまして、JBIC/NEXI はこれら原子力固有の問題に関する情報が適切に住民に対して公開されているのか否かということとか、住民が参加しているのか否かということを確認していくことを検討していきたいというふうに思っております。ただ、ご提言の中で、核拡散、あるいは紛争・テロといったことに関しては、二国間協定等によって国レベルで対応されるものというふうに認識しております。

それから、産業界の考え方ということでご説明いただいた点で、(4) 番のところがございますけれども、情報公開というものが基本的にはプロジェクトの進捗に応じて段階的に進められていくということもある、ということでご説明いただいておりますが、こういった点に関しても考慮の上、検討していくことが必要だというふうに思っております。

【司会】 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対して、ご質問あるいはご意見を頂戴できればと思います。どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 K&C の川井でございます。

情報公開の範囲についてはプロジェクト実施主体等によってというふうに相手側の国なり実施主体に預けているわけですが、いろいろな国があると思うんです。先進国からいわゆる、開発独裁国と言われている国々まで。とりわけ後者においては、非常に情報公開が制限されることが懸念されるわけです。そこで、JBIC/NEXI さんとして、やっぱり融資や付保に当たって最低限の情報公開のクライテリアというものを、やはり決めておくべきであろうと。それがなされない場合は当然、融資なり付保が止められるということですが、とにかく、無制限にそういった国、開発独裁国に物が輸出されていくことは絶対、避けていただくように、何らかの配慮を具体的にお願ひします。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXI の佐藤でございます。

ご質問ありがとうございました。ご指摘のように基本的には当該国の法令に従って情報公開だとか住民への参加だとかということが進んでいく、ということになるかと思うんですけれども、これは、われわれ日本の国もそうだと思うんですが、先ほどから話に出ていたかとは思いますが、原子力の安全条約というものが、まずございまして、その下に IAEA の安全基準というものが国際的なルールとして、それぞれそれを踏まえて各国がルールを策定するという趣旨で、そういったものが公開されているというふうに理解しております。よく見ていきますと、そういったものの中に情報公開に関する規定というのがございます。これは国際的な標準、国際的ルールとして、われわれとしても活用できるんじゃないかな、というふうなことを考えてございまして、こういった原子力安全条約だとか、IAEA の安全基準、こういったものをベンチマークとして情報公開の内容を確認していくということについて検討していきたいというふうに思っております。

【司会】 はい、どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 川井です。

申し訳ございません。私自身、その IAEA の情報公開基準は存じ上げてないので、ちょっと勉強してから、また討議したいと思いますけれども、例えば、具体的な輸出しようとする案件の内容をどこまでカバーしているか、もちろん最低限の、その時点での、計画段階での融資決定するに当たっての段階でのもろもろの、例えば技術的な仕様であるとか。

ちょっと具体的な話になりますけれども、今、まだサスペンドしているといいますか FS が続いているようですが、トルコの案件では、基準地震度が現在 400 とかというふうにも聞くわけですが、もちろん、地層なり断層の違い、地質の違いはあるんですけども、

日本と比べて半分、あるいは、それ以下というような基準地震度でもって設計がされプラントが輸出されようとしてると。その辺をどこまで地域の方住民の方々がご存じなのか、そういった技術リスク、あるいは技術指針の基本仕様に関するところまで、その IAEA の情報公開指針なりには、そこまでは規定されていないと思うんですけども、やはり、そういった技術も内容、項目も含めた、最低限の公開すべき内容というものを、何らかの形で担保していただきたいと思います。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 ご質問ありがとうございます。NEXI の佐藤でございます。

われわれのほうも、IAEA の基準だとか、そういった勉強というのは、まだ十分進んでいない状況ではあるんですけども、具体的な文言はこれから指針を作っていく段階で検討すべきところは検討していきたいというふうに思っております。

【司会】 どうぞ。

【FoE Japan 満田】 FoE Japan の満田です。

今、ご存じの範囲で結構ですので、IAEA の情報公開に関する規定で書かれていることについて概要を教えてくださいませんか。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXI の佐藤でございます。

今、ちょっと手元に資料がない状況でございます。

【国際協力銀行 大矢】 今後、具体的な指針案の文言のレベルで議論をさせていただければと思うんですけども、今認識しているところとしては、IAEA のリクワイアメント、安全要件の 36 です。これが利害関係者との対話および協議ということになっております。例えばですけども、許認可を受けた施設および活動の近隣に居住し関心を持ってる者ならびに必要なに応じて他の利害関係者との間で、オープンで包括的なプロセスによる協議の機会が必要、といったことです。これちょっと一例ですけども、そのようなことがうたわれております。こうした点に基づきながら、川井さんがおっしゃった趣旨も踏まえて、どういう文言が可能か、これまさに情報公開の話ですので考えていきたいと思っております。

【司会】 司会からですけども、この点は、「情報公開指針」を議論する場なので、まさに情報公開の内容や、あるいは住民協議はコアになる部分ですから、もう少し具体的なご

説明を今後していただけるようお願いしたいと思います。

その他ございますか。どうぞ。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 ちょっと質問なんですけれども、先ほど議論になった安全配慮等確認について。これは、一つはちょっと、この指針の話とは別枠で、それはそれでやるということになるんでしょうかというのが一つです。それから、内閣府が安全配慮等を確認する際の情報というのは、この指針に従った情報で公開された情報に基づいて行うのか、それとも内閣府が独自に情報入手して、その上で行うことになるんでしょうか。その2点です。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 われわれとして、情報公開指針のためのコンサルテーション会合とは別に、安全に関する議論の場や何かを作るということは予定しておりません。もともと予定していなかったんですけれども、強いご要請をいただいたので前々回に内閣府の方をお呼びして、特例的に機会を設けたというのがありますけれども、われわれ側として、今後情報公開指針とは別枠の議論の場を作ることは考えておりません。この点はまさに、国のプロセスということでございます。

それから、二つ目は何でしたっけ。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 一つ目は、会合がどうのではなくてプロセスとして指針の中に、安全配慮確認をやるようなことを指針の中に書き込まれていくのかどうかというのが一つです。

二つ目は、内閣府が安全配慮等確認を行う場合に、どういう情報に基づいてやるのかと言ったときに、この情報公開指針に基づいて公開された情報に基づいてやるのか、それとも内閣府が独自に情報入手して、その確認、行う、作業を行うことになるのかというのが2点目です。

【国際協力銀行 大矢】 情報公開指針の中で、安全配慮等確認、内閣府について、何かリファアしたりだとか、指針が内閣府の安全配慮等確認を盛り込むということではないと思っています。それが一つ目です。それから、二つ目は、情報公開指針は今こうして議論しているところで、その文言はまだできていません。情報公開指針ができる前に、その前段階で内閣府としては既に安全配慮等確認の要綱を定めて、その中で、どういう点を調べるかという調査票も既に示されております。要綱の後ろのところに、調査票のひな形が付いています。なので、われわれの情報公開指針の情報に依拠して内閣府さんが判断することでは、特になかろうと思っています。

ただ、初めの段階で、われわれ安全配慮等確認を国に依頼するときに、これも後で要綱をご覧いただければ分かるんですけども、われわれが提供する情報というのが書かれております。それに従いながら、対応していくということでございます。

【日本貿易保険 三藤】 すみません、補足させていただきます。日本貿易保険の三藤と申します。2点目のところでご質問いただきました内閣府様のほうは、安全配慮確認を行う際に、どのような情報を扱っていくのかということなんですけれども、第3回の本会合のときに、内閣府の河合参事官のほうにお越しいただいたときの議事録を、私、手元で見てるんですけども、そこからのご参考ですけども、外部委託調査費用を使って、外部のシンクタンクだったりを使ったり、外国の制度整備評価、あるいは外国の規制基準がきちんとしているのか、ですとか、あとは外部有識者レビューを行っていく等々ということから情報を収集して内閣府のほうでご検討されるというふうに過去の会合でのご発言がありましたので、ご参考ですけども、紹介させていただきます。

【司会】 他にご意見、ご質問ございますか。よろしゅうございますでしょうか。それでは、また戻っていただいても結構ですが、今日一応、予定しております、最後の論点の項番5、公的信用付与の地域的制限という点につきましては、まずはNGOの皆さまから説明を頂戴したいと思います。どうぞ。

【原子力資料情報室 松久保】 ありがとうございます。原子力資料情報室の松久保と申します。

5番目の論点で、私たちの提言なんですけれども、テロ多発地域、紛争地域など政治情勢が不安定な国に対しては原発関連施設・事業に公的信用を行うべきではないということになっています。

趣旨としては、当然ながらテロ多発地域とか、紛争地域などにおいては、原子力発電所の不拡散性とか、核セキュリティとか、安全性とか、その他放射性物質の安全な管理とか、そういったものに関して確保することは一層、困難であるというふうに私たち考えていますので、そういった国には、こういう事業に対して、信用を付与すべきではないという趣旨になっています。よろしく申し上げます。

【司会】 ありがとうございます。それでは、この項番5につきまして産業界の皆さまからご説明をお願いします。

【日本電機工業会 宗】 日本電機工業会の宗でございます。

公的信用付与対象国についてということで、公的信用の付与は、立地国全体として原子力発電所の安全が確保されるかとの判断も含めて行われるものと考えますが、本指針では

プロジェクトの情報公開や住民参加状況の確認に関わるところが策定されるものと理解しております。以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。では、JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 JBICの大矢でございます。情報公開指針自身は、情報公開だとか、住民の参加等を確認する、そういう指針として考えておりますので、NGOの皆さまからご提言いただいた内容というのは、情報公開指針としては適切ではないと思っております。ただ、プロジェクトの予定地が紛争地といった理由で、プロジェクトが成就しがたいというような場合には、当然、融資なり付保というのは行わないというふうに思っております。

また、核拡散とか、そういう話であるとすれば、それは、先ほど説明ありましたように二国間協定等により国において対応すべきことだというふうに考えています。

【司会】 ありがとうございます。それでは、ご質問やご意見ございますでしょうか。お願いします。

【原子力資料情報室 松久保】 ありがとうございます。原子力資料情報室の松久保です。

すみません、先ほど、紛争地域等において付保することを見合わせる場合もあり得るというふうにおっしゃられたと理解したんですけれども、その紛争地域であるというふうな認定する場合のクライテリアというのは、どういうふうなもので決定されるのでしょうか。例えば、国連が軍を派遣している国境の紛争等が行われてる場合に軍を派遣しているとか、そういったところに、そうであれば、そこは紛争地域であるというふうに認定されるのでしょうかというのが1点。

もう一点が、例えば、原子力供給国グループが出しているガイドラインというのがありますけれども、このガイドラインの中には、供給国は原子力施設がテロのターゲットになり得ることがあるということを前提に、メーカーとか設計者等に働きかけるようにというふうに記載されています。これ、当然ながら、テロが行われることを前提とした設計にしなければというふうに書いていることだと理解はしているんですが、ただ、一方、そういったリスクを避けるのに一番適切なのは、そこに建てないことが一番の回避策だと思うんです。この情報公開ガイドラインというのが、情報公開に限りたくないというふうなことだと理解したんですが、ただ、やはり、私たちとしてはこの政情不安な状態の国に対して原発関連の資機材を輸出することのリスクというのは、当然、前提に置くべきであると考えますし、こういった文言をぜひとも何らかの形で盛り込んでいただきたいというふうに考えております。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 一つ目のクライテリアに関してですが、何か一律なクライテリアというのを設けるのは、なかなか難しい。そこでクライテリアを無理に設けると、それが逆に働くことにもなりかねない。クライテリアは満たすけれども、実際に状況を見た場合にはプロジェクトがとてうまくいかないような不安定さがあるという場合には、クライテリアを満たすということで割り切るのかと。それは、そうじゃないと私は思いますので、そういう意味では、一律のクライテリアというのは難しい。ただ、プロジェクトの成就を期し難いような政治状況や安定度であれば、当然、われわれ自身の問題として融資、あるいは付保しないということになると思います。これがクライテリアについて。

それから、二つ目の、対テロ防護や不拡散ですけれども、このところは、二国間協定を含めて、国のほうで見ていくところだというふうに思っております。当然、一つ目と二つ目の話が混じり合うことも多いんだと思いますけれども、われわれとしては、このように認識をしております。

【司会】 その他にご質問ご意見いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ここまで、今回 JBIC/NEXI から考え方をお示ししている項番 5 までが、一応、今、一通りのご説明とご質問、ご議論していただいたという状況でございます。

もう一度、1 番目から 5 番目まで通しでご意見、あるいはご質問等ございましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

【FoE Japan 満田】 しつこくて申し訳ないんですが、私としては、やはり、原子力の案件の安全配慮確認というのを JBIC/NEXI としてもやっていただきたいと思っています。それを指針に盛り込んでいただきたいと思っています。

先ほど、最初から原子力情報公開指針ということでコンサルテーション会合を始めたんだというようなご発言でしたが、いや、それは「(仮称)」とあるように範囲も含めて議論するということでお話をいただいていたわけです。私どもとしても、そういう理解で参加しております。情報開示に限るなら無理だと私は思っておりますし、もし、こういう言い方、変なんですけど、私たちとしては原発輸出してるわけなんですけど、本当に責任を持って原発輸出をするのであれば、当然のことながら内容も確認するべきではないでしょうか。それは、融資、付保を行う、そういった公的な支援を行う立場として責任を持っているのは当然じゃないかと考えています。以上です。

【司会】 ご意見ありがとうございます。その他に、ご質問、ご意見ございますでしょうか、どうぞ。

【大磯エネシフト 岡部】 皆さま、今日はありがとうございます。大磯エネシフトの岡部です。

私は福島出身者です。被災地福島の声として、やはり、皆さまに一言申し上げたいと思います。福島の事故は、まだ何も終わっていません。なのに、どうして原発事故を終わらせることもできなくて、非常事態宣言が出されたままの原発を日本が輸出できるのでしょうか。そして、東芝があのようなことになって、東電も東芝も破綻寸前になっているのに、なぜ、まだ今もこのような話になっているのか、私は福島のことを思うと本当に悲しいし情けなくなります。倫理的に許されないと、やはり、どうしても思ってしまう。輸出していただきたくないですし、インドでもたくさんの方が反対して、死者まで出るような反対運動が出てると聞いています。

また、世界銀行は原発には一切、融資をしないとってます。なぜ日本が、環境を大事にする国際協力銀行が原発に加担しなければならないのか、私にはやっぱり納得できませんし、日本の産業界の皆さまも、もう再生可能エネルギーに世界がかじを切っている中、なぜ原発なのか。政府に任せていいのか。今の政策でいいのか。どうぞ、皆さま考えていただきたいと思っています。すみません。被災地出身者として一言申し上げたくてお話させていただきました。ありがとうございます。

【司会】 ありがとうございます。その他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。どうぞ。

【コアネット（戦略ODAと原発輸出に反対する市民アクション） 山口】 原発輸出に反対するネットワークの山口といいますけれども。今の発言にもありましたように、JBIC/NEXI さんの回答は、例えば、安全の問題で言えば、結局は国の範疇ですよということになってしまうわけです。先ほど、NGO の方からもいろいろ言われてるように、東芝の事例を見れば、これ安全しっかりやるということについては、もうギブアップということで、もうやめればいいんですよ。こういう融資案件は、ということをおきたいと思っています。

【司会】 ありがとうございます。その他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。どうぞ。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 阪上です。この間に起きた出来事で、ちょっとせつかくの機会なのでご意見を聞きたいなと思うことが一つあります。

それは、今何人かの方からお話があったんですけども、この東芝の問題というのは非常に、この原発輸出ビジネスの非常に難しさというのを結構、浮き彫りにしてると思うんです。その過程で、イギリスに対して1兆円の公的資金を原発輸出に関して適用できない

かというのが、政府筋から出たというのは報道がちょっとあったと思います。

例えば、こういう報道に対して JBIC/NEXI さんとしては、どういうふうに考えていらっしゃるのかというか、私たちでは、とてもこんな危ないビジネスに税金なり公的資金を導入するような、そういうことは、やっていただきたくないなというふうに思うんですけども、そういう報道が出たりすると、非常に不安になってしまうんですけども、ちょっと現場の方でこの辺の動きはどんなふうにとらえていらっしゃるのか、もし、お伺いできればありがたいなと思います。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 すみません。以前もちょっとお答えしたのですが、個別案件に関するお話は、コンサル会合の場ではしないというルールでして、この点は従前どおり守っていきたいというふうに思っております。ご理解いただければと思います。

【司会】 どうぞ。

【原子力資料情報室 松久保】 ありがとうございます。原子力資料情報室の松久保と申します。

東芝の関連の話になってしまうんですけども、ウエスティングハウスを東芝が買収する前は、英国の国営の BNFL、英国原子力燃料公社の子会社でした。それが 2005 年にウエスティングハウスを売却すると決めるんですけど、その際に決めた理由が、理由はいくつかあるんですが、そのうちの一つが中国に 4 基の原発輸出しようとしているけれども、その計画はリスクが高過ぎて、税金を払っている納税者の税金を、そこに投じるに見合うだけのメリットがあるとは思えないと言いますか、リスクが大き過ぎて、そこに納税者の税金を投入するわけにはいかないというのが理由の一つでした。

私たち、原発輸出に反対なんですけど、特に今回、輸出ビジネスに対する融資付保にお金を投じることになると思うんですが、これが通れば、やはり、リスクが大き過ぎるというのは私たち、東芝を見ていて思うわけです。そういったところに融資なり付保なりして行って、もし、貸し倒れと言いますか、毀損が起きたときにはどういうふうな対処がとられるものなのでしょうか。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 あくまで、個別ではなくて一般論ということでお答えしたいと思いますが、われわれ当然、与信判断をするに当たっては、そのリスクというのが大き過ぎない、われわれ銀行としてお金を貸すわけですけども、お金がちゃんと返ってきそう

か、これについて十分デューデリジェンスをして、その結果、大丈夫だということになったとき初めてファイナンスを行うということでございます。NEXI さんも同じようなプロセスで行ってるというふうに理解しています。

【司会】 その他にご意見、ご質問ございますでしょうか。どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 関連して、また個別の東芝の問題とも絡んでしまうんですけども、今回、東芝さんが赤字出して、ジョージア州とサウスカロライナ州と二つのプロジェクト、もちろん東芝自身も親会社保証等しているわけですが、ここで米国政府機関が、確か 83 億ドルですか、その融資保証をしていると。この二つの案件に対して。どうやら、焦げ付く可能性もあるということもいろいろ報道では聞いてるんですけども、実際の融資焦げ付き、巨額の国の公的資金、使ったにもかかわらず。

これに対して、答えはもちろん一般論で構わないんですけども、例えば米国の、今回の 83 億の件に関しては、融資の判断というのは、どこの範囲までといいますか、この保証が米国の政府によるといたしますと、この保証に関してどの範囲までの情報公開と言いますか、あるいはそれが一般公聴会なり、あるいはパブリックコメント等で何らかの合意を国民から得ていたのかどうかですね、その仕組みについて、もし分かったら教えていただきたいと思います。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 個別の話は差し控えさせていただきます。一般論でアメリカの原発のための保証プログラムというのが供与されるに当たって、どの程度、情報公開、コンサルテーションが行われているのかについては、すみませんが、私は存じ上げておりません。

【司会】 その他にご質問、ご意見ございますか。もし、よろしければ、時間もちょうど予定していた 1 時間半というところになりましたので、本日の 5 項目につきましてのご議論はいったん、ここで終了させていただきたいと存じます。

もちろん、また、次回以降につなげていくということでございまして、まず、JBIC/NEXI から補足すべき点、あるいは今後についてのご説明があればお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 皆さん、本当にありがとうございました。次回のコンサルテーション会合については、引き続き論点整理に基づいて議論していきたいと思っております。項番 5 までしか、われわれのスタンスというのがお示しできていないので、次回のコンサルテーション会合を行うまでにはわれわれもスタンスというのを追記して、アップしてい

きたいというふうに思っております。次回の日時は、今の時点では未定でございます。

【司会】 ありがとうございました。それでは、以上で、第5回のコンサルテーション会合を終了させていただきます。本日もお忙しい中、誠にありがとうございました。

(了)